

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務において特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務
②事務の概要	札幌市では、児童福祉法に基づき小児慢性特定疾病を有する児童の医療費の支給に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表の7項により個人番号を利用することができるのは、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して、以下の事務を行う。 ①申請書類を受付し、管理する。 ②小児慢性特定疾病の審査結果及び認定内容の情報を管理する。 ③認定内容に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を管理する。
③システムの名称	小児医療給付システム、中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の8の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1項 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表の42、80、125、161の項 (情報照会) ・番号法第19条8号 ・番号利用法情報提供省令第2条の表の13の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保健所保健管理課
②所属長の役職名	保健管理課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 札幌市保健福祉局保健所保健管理課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、小児慢性特定疾病の医療費支給認定に係る事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムについてはユーザー登録をしている者のみが使用でき、人事異動があった際には、適宜、登録・削除を行っているため、担当外職員は使用不可である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月19日	I-5②所属長	母子保健担当課長 山中 洋子	母子保健担当課長 斉藤 そのみ	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたら
平成30年3月26日	I-3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項 別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事前	
平成31年3月7日	I-5②所属長の役職名	母子保健担当課長 斉藤 そのみ	健康企画課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたら
平成31年3月7日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル2階	事後	事務室の異動による記載変更のため、重要な変更にあたら
平成31年3月7日	II-1しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月17日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月7日	II-1しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月17日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月7日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたら
令和2年7月31日	II-1しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法の一部改正に伴う記載変更のため、重要な変更にあたら
令和3年9月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階	〒060-0042 札幌市中央区大通西17丁目 ノフム大通ビル4	事後	事務室の異動による記載変更のため、重要な変更にあたら
令和8年3月18日	I-5評価実施機関における担当部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	札幌市保健福祉局保健所保健管理課	事後	機構名称の変更による記載変更のため、重要な変更にあたら
令和8年3月18日	I-5評価実施機関における担当部署	健康企画課長	保健管理課長	事後	機構名称の変更による記載変更のため、重要な変更にあたら
令和8年3月18日	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒060-0042 札幌市中央区大通西17丁目 ノフム大通ビル4	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19	事後	事務室の異動及び機構名称の変更による記載変更のため、重要な変更にあたら
令和8年3月18日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点 500人以上	令和7年3月31日時点 500人未満	事後	時点修正
令和8年3月18日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和8年3月18日	IV-8.人手を介在させる作業	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたら
令和8年3月18日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたら
令和8年3月18日	I-3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号及び同条第3号 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例	番号法第9条第1項 別表の8の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1項 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例	事後	番号法の一部改正に伴う記載変更のため、重要な変更にあたら
令和8年3月18日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「小児慢性特定疾病医療費」が含まれる項(26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)に「小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9の項)	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表の42、80、125、161の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号利用法情報提供省令第2条の表の13の項	事後	番号法の一部改正に伴う記載変更のため、重要な変更にあたら
令和8年3月18日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	札幌市では、児童福祉法に基づき小児慢性特定疾病を有する児童の医療費の支給に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の7項により個人番号を利用することができるのは、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して、以下の事務を行う。 ①申請書類を受付し、管理する。 ②小児慢性特定疾病の審査結果及び認定内容の情報を管理する。 ③認定内容に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を管理する。	札幌市では、児童福祉法に基づき小児慢性特定疾病を有する児童の医療費の支給に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表の7項により個人番号を利用することができるのは、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して、以下の事務を行う。 ①申請書類を受付し、管理する。 ②小児慢性特定疾病の審査結果及び認定内容の情報を管理する。 ③認定内容に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を管理する。	事後	番号法の一部改正に伴う記載変更のため、重要な変更にあたら